

広島県告示第千十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年八月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
船越六丁目十七地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成二十九年四月二十四日広島県告示第二百八十七号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱七号は告示で指定した土地に存する標柱一号と同一とし、標柱八号は告示で指定した土地に存する標柱一号と六号を結んだ線上に存するものとする。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市安芸区	船越六丁目		日浦山	一五〇七番三	標柱一号
				四二四番二	標柱二号及び三号
安芸郡	海田町	海田市	日浦山	四二四番四	標柱四号、五号及び六号
				二二二六番	標柱七号
広島市安芸区	船越六丁目			一五一一番三	標柱八号